

城西国際大学生命科学研究センターに関する要項

令和4年4月1日

学長決定

(趣旨)

第1条 この要項は、城西国際大学附属機関等に係る規程第7条の規定に基づき、城西国際大学生命科学研究センターに関し、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 城西国際大学（以下「本学」という。）に、生命科学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第3条 センターは、本学における動物実験の適法性を確保し、動物実験に係る安全管理を推進するとともに、生命科学に関する研究及び研究支援並びに実験動物の飼育管理等を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 センターにおいては、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 実験動物の飼育及び管理に関すること。
- (2) 実験動物施設の管理及び運営に関すること。
- (3) 動物実験に携わる教職員及び学生の安全管理に関すること。
- (4) 動物実験に係る教育及び研究の支援に関すること。
- (5) その他生命科学全般に係る教育及び研究の支援に関すること。

(構成)

第5条 センターは、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター担当教員
- (3) その他センター長が必要と認める者

2 センターに、センターの業務を円滑に遂行するため、副センター長を置くことができる。

(センター長)

第7条 センター長の任命は、学長が指名する副学長又は学長補佐の推薦に基づき、学長が行う。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第8条 副センター長の任命は、センター長の推薦に基づき、学長が行う。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

3 副センター長の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

(センター担当教員)

第9条 センター担当教員の任命は、センター長の推薦に基づき、学長が行う。

(客員教授等)

第10条 センター担当教員及びセンターにおいて生命科学の教育研究に携わる者に対して客員教授等の称号を付与することができる。

2 前項の客員教授等の称号の付与は、センター長の申請に基づき、学長が行う。

3 客員教授等の称号付与の期間は、1年以内とし、再付与を妨げない。

(センター会議)

第11条 センター業務の円滑な実施に関する重要事項を審議するため、生命科学研究センター会議(以下「センター会議」という。)を置く。

2 センター会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 センターの事務は、研究・社会貢献部において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

2 第10条の規定によるセンター会議は、当分の間、動物管理委員会がその役割を担うものとする。